

令和7年度

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

指導監査結果報告

令和8年3月

大村市こども未来部こども支援課

1 指導監査の対象施設・事業

対象	認可権者が実施する 「施設監査※」	確認権者が実施する 「確認監査」
特定教育・保育施設	県	市
特定地域型保育事業	市	

※施設監査(一般指導監査)については、法令に基づき、原則、年度ごとに1回以上の実地による検査が義務化されています。

2 指導監査(実地)結果の概要

(1) 特定教育・保育施設の確認監査(実地指導)

- ① 実施施設数 計33施設
(保育所18か所、幼稚園0か所、認定こども園15か所)
- ② 指摘件数 計114件
(文書指摘事項47件、口頭指摘事項67件)

(2) 特定地域型保育事業の施設監査(一般指導監査)及び確認監査(実地指導)

- ① 実施事業所数 計14事業所
(小規模保育事業所(A型)13か所、事業所内保育事業所1か所)
- ② 指摘件数 計43件
(文書指摘事項13件、口頭指摘事項30件)

文書指摘…主に認可基準等の義務規定を遵守している事実が確認されない場合に、改善の報告を求める指摘事項です。また、一部が遵守不徹底の場合でも、児童の安全や保育の質を損なう恐れのある不備が認められる場合には、文書指摘の対象としています。

口頭指摘…主に基準違反の程度が軽微であると認められる場合又は文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭により自主的な是正又は改善を指導するものです。

※今後、国から示される指摘区分の定義を踏まえ、本市における指摘区分の考え方を見直す場合があります。

(3) 主な指摘事項一覧

① 運営規程や保育計画の整備不備

- ア 運営規程と重要事項説明書等の記載不整合
- イ 運営規程の概要や重要事項の施設内未掲示
- ウ 全体的な計画における養護・教育のねらいと内容の整理不十分
- エ 全体的な計画に食育に関する位置づけなし

② 保護者への説明及び同意手続の不備

- ア 特定教育・保育提供開始時における保護者同意の有無・時期不明確
- イ 特定教育・保育提供開始についての同意不備（入園後における保護者同意が散見）
- ウ 個人情報の提供に関する配慮不足（保護者同意が限定的）

③ 費用徴収に関する不備

- ア 入園時説明で保護者から徴収する費用の用途・金額・徴収理由の明示不足
- イ 実費徴収の領収証未交付
- ウ 特定負担額（上乗せ徴収）の徴収理由や収支管理の不透明
- エ 施設型給付費の額を保護者へ未通知

④ 事故防止・安全管理体制の不備

- ア 事故発生防止のための指針未整備
- イ 事故発生防止委員会の定期的な開催未実施、委員会の役割不明・開催記録なし
- ウ 事故発生防止のための定期的な従業者研修未実施
- エ 事故やヒヤリ・ハットの職員周知体制不徹底
- オ 安全計画の周知不足（保護者・職員）、安全計画の定期見直し未実施
- カ 職員退職後の秘密保持に関する配慮不足

⑤ 設備基準関係の不備

- ア 平面図上の保育室等の範囲・有効面積の未整理
- イ 平面図と実態の不整合、図面変更（保育室等の用途や有効面積）の未届出

⑥ 現場の安全環境整備の不備

- ア 避難口付近の障害物、高所物品の落下防止措置なし、棚等の転倒防止措置なし
- イ 窓付近の踏み台（窓からの転落防止措置なし）
- ウ プール活動・水遊びの活動記録なし、監視体制不明確
- エ 避難・消火訓練結果の職員共有不足
- オ アレルギー疾患生活管理指導表による共有不足

3 指摘事項に対する改善に向けた留意事項

① 運営規程や保育計画の整備不備

ア 運営規程と重要事項説明書等の記載不整合

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者を含む。この欄において同じ。）は、教育・保育の提供開始に際しては、あらかじめ、保護者（利用申込者）に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、受領する費用に関する事項などの「教育・保育の選択に資すると認められる重要事項」（以下「重要事項」という。）を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供開始について保護者（利用申込者）の同意を得る必要があります。

多くの園では、子どもの入園前に、重要事項説明書や入園のしおりを配布して保護者に説明していますが、運営規程の概要を含む「重要事項説明書や入園のしおり」を確認したところ、園で定める運営規程と齟齬が生じている事例が見受けられました。

運営規程の変更を行う場合には、併せて重要事項説明書等も変更する必要がないのかご検討のうえ、書類ごとの記載内容に不整合が生じないように、整理をお願いします。

イ 運営規程の概要や重要事項の施設内未掲示

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者を含む。この欄において同じ。）は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示する必要があります。

掲示スペースがある施設は、重要事項説明書や入園のしおりなどにおける重要事項を施設内の見やすい場所（玄関先の掲示板など）への掲示をお願いします。

なお、原則、掲示板など施設の人目につきやすいスペースに貼り出すことが必要ですが、掲示スペースの確保が困難である場合には、玄関先など手に取りやすい場所にファイル等を備え置く方法でも差し支えありません。

ウ 全体的な計画における養護・教育のねらいと内容の整理不十分

全体的な計画は、養護・教育に関する視点や領域ごとの「ねらい」と「内容」を適切に構成した計画とすることが必要です。

全体的な計画上の記載内容を確認したところ、「ねらい」と「内容」を混同して記載している事例や、「ねらい」を主な記載としている事例が見受けられましたが、いずれの場合でも、どの記載が「ねらい」又は「内容」なのかを計画上に明示してください。

具体的には、計画上に、養護（生命の保持・情緒の安定）及び教育（3つの視点・5つの領域）のそれぞれの項目における「ねらい」と「内容」を明示してください。

例えば、養護及び教育のそれぞれの項目ごとに欄を分けて記載する場合や、同じ欄内に「ねらい」のみに印を付けて整理するなど、様々な作成方法が考えられますが、保育者間の共通理解が図られるよう、見やすく分かりやすい計画となるよう努めてください。

エ 全体的な計画に食育に関する位置づけなし

乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づき作成し、その評価及び改善に努めることが重要です。

食育計画は作成されているが、その計画の基となる全体的な計画に食育に関する記載が見当たらない事例が見受けられましたので、全体的な計画に、食育推進に関する項目を追加するなど、全体的な計画と食育計画の整合性が図られるようお願いします。

全体的な計画は、保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じ、各施設が創意工夫して保育できるよう、作成される必要があります。また、全体的な計画に基づき、長期・短期の指導計画や保健計画、食育計画、研修計画といった、より具体的で日々の保育に直接関わる様々な計画が作成されるものです。

今後、計画の見直しに当たっては、保育の質の向上を組織的に図るため、保育の全体像を全職員で共有し、それに基づく保育が展開されるよう、適切な見直し検討に努めていただくようお願いします。

② 保護者への説明及び同意手続の不備

ア 特定教育・保育提供開始時における保護者同意の有無・時期不明確

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者を含む。）は、教育・保育の提供開始に際しては、あらかじめ、保護者（利用申込者）に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、受領する費用に関する事項等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供開始について保護者（利用申込者）の同意を得る必要があります。

しかし、保護者の同意記録がなく同意の有無、時期が不明確な事例が見受けられましたので、園児の入園に当たっては、保護者との適切な合意形成やトラブル防止の観点から、特定教育・保育の提供開始について、保護者から文書による同意を得るなど、あらかじめ、同意が得られた旨を明確にさせていただきようお願いします。

イ 特定教育・保育提供開始についての同意不備（入園後における保護者同意が散見）

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者を含む。）は、教育・保育の提供開始に際しては、あらかじめ、教育・保育の提供開始について保護者（利用申込者）の同意を得なければなりません。保護者から同意は得られているものの、同意日が、子どもの入園後となっている事例が見受けられましたので、保護者との適切な合意形成やトラブル防止の観点から、前もって同意が得られるよう適切な対応をお願いします。

ウ 個人情報の提供に関する配慮不足（保護者同意が限定的）

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者を含む。）は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておく必要があります。

個人情報の提供に関する同意を取得されていない事例も見受けられましたが、子どもに関する情報は、文書や口頭を問わず、小学校や他の特定教育・保育施設等に対し提供する様々な状況が考えられることを踏まえ、リスクマネジメントの観点からも、入園に際した重要事項の説明時に子どもの情報提供について保護者に説明し、あらかじめ文書で同意を取得しておくことを推奨します。

③ 費用徴収に関する不備

ア 入園時説明で保護者から徴収する費用の使途・金額・徴収理由の明示不足

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者を含む。）は、金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の「使途」及び「額」並びに「保護者に金銭の支払を求める理由」について書面によって明らかとするとともに、保護者に対して説明を行い、文書での同意を得なければなりません。

このように、あらかじめ保護者に書面で説明し、文書での同意を得る必要がありますが、文書による同意を取得されていない場合や、文書での同意は取得されているものの、受領する費用の使途や徴収理由が書面上に明示されていないなど、同意内容が不十分な事例が見受けられました。

保護者から受領する費用については、日用品や行事参加費などの実費徴収分も含めて、重要事項を示す入園のしおりや重要事項説明書などの書面上に、費用の「使途」「金額」「支払を求める理由」を不足なく明記したうえで、あらかじめ、当該書面を用いて保護者に説明を行い、文書での同意を取得し、そのうえで費用の支払を受けていただくようお願いします。

イ 実費徴収の領収証未交付

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者を含む。）は、保護者から費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を保護者に交付する必要がありますが、日用品や行事参加費などの実費徴収分に係る領収証を交付されていない事例や、集金袋を領収証代わりとしているものの、その控えを保管されていない事例が見受けられました。

保護者から費用の支払を受けた場合は、適切に領収証の交付・保管をお願いします。

ウ 特定負担額（上乘せ徴収）の徴収理由や収支管理の不透明

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者を含む。）は、教育・保育の提供に当たり、当該教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（以下「特定負担額（上乘せ徴収）」という。）について、当該教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と教育・保育費用基準額（公定価格）との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から徴収することが可能です。

特定負担額（上乘せ徴収）は、例えば、公定価格上の基準を超えた職員の配置や高水準の施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。

特定負担額（上乘せ徴収）を徴収される場合は、必ず重要事項を示す入園のしおりや、重要事項説明書などの書面上に、費用の「使途」「金額」「支払を求める理由」を明記したうえで、あらかじめ、当該書面を用いて保護者に説明を行い、文書での同意を取得したうえで徴収する必要があります。

また、保護者から徴収した金額は、適切な収支管理を行うとともに、教育・保育の質的向上を図る上で特に必要である対価であることや、公定価格では賄えない具体的な根拠を明確にしておいていただきますようお願いします。

なお、特定負担額（上乘せ徴収）と混同されることのある実費徴収については、施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、通園バス代、給食費（3歳未満3号認定こどもの給食費を除く）などがこれに該当すると考えられます。各施設・事業所の判断で実施可能ですが、書面による保護者の同意が必要です。

エ 施設型給付費の額を保護者へ未通知

特定教育・保育施設（保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定教育・保育（特定地域型保育を含む。以下同じ。）に係る施設型給付費（地域型保育給付費を含む。以下同じ。）の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る施設型給付費の額を通知する必要がありますが、通知がなされていない事例が見受けられましたので、適切に通知いただくようお願いします。

なお、給付費ではなく委託費として支払を受ける保育所については、通知対象外です。また、来年度から、施設型給付費の額を示した通知用資料の配布を検討しておりますので、ご活用の際は各施設において適切な対応をお願いします。

④ 事故防止・安全管理体制の不備

ア 事故発生防止のための指針未整備

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者を含む。）は、事故の発生又はその再発防止を目的として、事故が発生した場合の対応や、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の事実の報告方法等が記載された「事故発生防止のための指針」を整備する必要があります。

「事故発生防止のための指針」には、少なくとも次の項目を記載するものとし、事故の発生や再発防止を図るため、実用性のある規程・マニュアルとなるよう、実際の事故やヒヤリ・ハット状況、それらの実例等を踏まえ、適宜、必要な見直しに努めていただくようお願いいたします。

- ・ 事故が発生した場合の対応方法
- ・ 事故が発生した場合の報告方法
- ・ 事故に至る危険性がある事態（ヒヤリ・ハットを含む。）が生じた場合の報告方法
- ・ 事故の要因分析・検証方法（事故発生防止委員会の運用事項等）

なお、事故防止マニュアルなど、各施設・事業所の規程の中で「事故発生防止のための指針」に記載すべき事項が網羅されている場合には、個別に「事故発生防止のための指針」を作成せずに、既存計画と一体的に作成しても差し支えありません。

イ 事故発生防止委員会の定期的な開催未実施、委員会の役割不明・開催記録なし

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者を含む。）は、事故の発生又はその再発防止を図るため、「事故発生防止のための委員会」（以下「事故発生防止委員会」という。）を定期的な開催する必要があります。

事故発生防止委員会が開催されていない、開催されているが不定期であったり、記録がなく開催状況が不透明であったりと、運営基準条例が十分遵守されていない事例が見受けられました。

各施設においては、子どもの生命・身体の安全確保を第一に、「事故発生防止のための指針」の中に、事故発生防止委員会の目的や役割、構成メンバーを明文化のうえ共有し、全ての保育者と事故防止の取組について共通理解を図るなど、組織的な事故防止策を徹底いただくようお願いいたします。

事故発生防止委員会の運用に関する具体的な内容は、国から示されていませんが、当該委員会では、①教育・保育提供中に発生した事故やヒヤリ・ハットの事例収集、発生傾向の分析、②事故要因の分析、予防・再発防止策の検討・決定、③事故予防・再発防止策の職員への周知、④対策の効果検証など、組織的に、事故予防・再発防止に取り組む際の中心的な会議体として、委員会を機能させることが考えられます。

なお、特に、開催頻度について定めはありませんが、定例的な事故やヒヤリ・ハットの伝達・共有会議については毎月実施し、事故発生防止委員会は年度に1回の定期開催とするなど、事故予防・再発防止に向けて、各施設の実情に応じた定期開催をお願いします。

なお、教育・保育の提供者として、法令等遵守について十分な説明責任が果たされるよう、開催した際は、開催状況を客観的に説明できる記録（開催日時、出席委員名・出席者数、議題、開催結果の要旨、配布資料といった開催記録）の整備をお願いします。

ウ 事故発生防止のための定期的な従業者研修未実施

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業者を含む。）は、事故の発生又はその再発防止を図るため、事故発生防止のための従業者研修を定期的に行う必要があります。

緊急時の AED 操作研修などは行われているが、事故を予防するために必要な従業者研修の実施が確認されない場合や、過去に研修は行われてるが定期開催が確認されない事例が見受けられましたので、年度に1回は保育者への事故防止のための研修を実施するなど、定期的に、事故防止のための研修を行っていただくようお願いします。

なお、研修の内容としては、園長等から、事故やヒヤリ・ハットの事例集、適切な記録方法等を講義したり、保育者間で事故予防のために身近に取り組める事項をグループワーク形式で議論したりと、様々な実施方法が考えられます。また、研修は、園内・園外を問いませんが、研修計画の段階から、年度のテーマを決定したうえで事故発生防止のための従業者研修を定期開催するなど、創意工夫をお願いします。

エ 事故やヒヤリ・ハットの職員周知体制不徹底

事故や事故に至る危険性がある事態（ヒヤリ・ハットを含む。）が生じた場合は、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しておかなければなりません。

事故やヒヤリ・ハットの記録が十分に整備されていない場合や、記録は整備されているが、全ての保育者への円滑な周知体制が十分に整っていない場合が見受けられましたが、事故や事故に至る危険性がある事態（ヒヤリ・ハットを含む。）が生じた場合には、「事故発生の防止のための指針」で定めた園のルールに沿って、全保育者に対して、迅速に周知徹底する体制の整備をお願いします。

例えば、ヒヤリ・ハットが起きた場合は、その場で付箋等にメモを取り掲示ボードなどに貼り付け、すぐさま保育者間で共有し、翌日のミーティングで当該注意点を周知します。また、月例の職員会議では、今後の改善策を改めて周知することが考えられます。

なお、それらの定例的な事故防止の取組に加えて、事故発生防止委員会では、例えば、

数か月間にわたる事故やヒヤリ・ハット事例の集計結果から、施設全体の事故要因分析・改善策の検討を行い、改めて全ての保育者に改善策を周知することが考えられます。

1つでも多くの事故を減らし、子どもの生命・身体を守るため、事故やヒヤリ・ハットが起きた場合は、必ず、その要因を分析したうえで、再発防止のための改善策を周知徹底する体制を整備いただくようお願いします。

オ 安全計画の周知不足（保護者・職員）、安全計画の定期見直し未実施

家庭的保育事業者等（以下「事業者」という。）は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、「①事業所の設備の安全点検」、「②職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での日常生活における安全に関する指導」、「③職員の研修及び訓練」、「④その他事業所における安全に関する事項」についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる必要があります。

また、事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、利用乳幼児の安全の確保を目的とした「職員の研修及び訓練」を定期的実施する必要があります。

加えて、事業者は、利用乳幼児の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する必要があります。

なお、安全計画の策定に当たっては、国の留意事項通知を踏まえ、「安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む事業所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュールを定めるとともに、「いつ、何をなすべきか」を整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むことが必要です。

しかしながら、毎年、年間スケジュールを含む安全計画の見直しが行われていない場合や、安全計画について職員への周知が不十分な場合、安全計画に基づく取組の内容等について保護者に周知されていない事例が見受けられました。

なお、令和8年度からは、保育所や認定こども園等の給付基準においても、安全計画の策定等を行っていない場合の減算が創設（R8.7～）されることを踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者におかれては、改めて、関係基準条例に加え、国から示されている「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日付け厚生労働省事務連絡）」の内容をよく確認のうえ、適切に基準を遵守いただくようお願いします。

カ 職員退職後の秘密保持に関する配慮不足

特定教育・保育施設（特定地域型保育事業所を含む。）の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子どもや保護者の秘密（情報）を漏らすことは認められず、職員の退職後においても職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子どもや家族の秘密（情報）を漏らすことがないように、必要な措置を講じておく必要があります。

このため、職員の採用時に秘密保持の誓約書を取り交わすなど、情報漏洩が行われないよう、対策が講じられているものの、退職後の情報漏洩について配慮されていない事例が見受けられましたので、リスクマネジメントの観点からも、退職者が、在職中に知り得た子どもや家族の情報を漏らすことがないように、退職後の秘密保持を含めた誓約を取り交わすなど、必要な措置を講じていただくようお願いします。

⑤ 設備基準関係の不備

ア 平面図上の保育室等の範囲・有効面積の未整理

小規模保育事業所 A 型や小規模型事業所内保育事業所における次の設備については、利用乳幼児数に応じ、必要な面積を確保し、教育・保育を行う必要がありますが、施設で整備しておくべき平面図において、設備基準で求められる各室（乳幼児室・ほふく室、保育室・遊戯室）の位置及び範囲が明記されていない事例が見受けられました。

- ・ 乳児室又はほふく室の面積…満 2 歳未満の乳幼児 1 人当たり 3.3 m²以上
- ・ 保育室又は遊戯室の面積……満 2 歳以上の幼児 1 人当たり 1.98 m²以上
- ・ 屋外遊戯場の面積……………満 2 歳以上の幼児 1 人当たり 3.3 m²以上

本市においては、子どもの保育需要を踏まえ、定員の 100%を超えて子どもを受け入れる弾力運用について各施設にご理解・ご協力いただいているところですが、常に、受入児童数に応じた必要面積を確保し設備基準を遵守していただく観点から、必ず、図面上に、設備基準で求められる各室の位置、範囲及び面積を明記いただくようお願いします。

イ 平面図と実態の不整合、図面変更（保育室等の用途や有効面積）の未届出

小規模保育事業所 A 型や小規模型事業所内保育の事業者は、児童福祉法施行規則の規定により、当該事業所に係る認可後に、平面図上の各室の用途や図面上の面積（認可事項）が変更となる場合は、あらかじめ本市に届け出る必要があります。

また、子ども・子育て支援法の規定により、平面図の変更後 10 日以内に、本市に確認事項の変更届出をご提出いただく必要があります。

しかしながら、認可当初における各室の配置や使用実態が変更されているが、市に届出がなされていない事例が見受けられました。また、室内のリフォームなどにより、有効面積が変更となる場合なども想定されますので、設備・図面等の見直し検討に当たっては、事前に市にご相談いただくようお願いします。

なお、保育所や認定こども園等の平面図の変更については、あらかじめ、認可権者である長崎県に認可事項の変更を届け出るとともに、本市に変更後 10 日以内に確認事項の変更を届け出ることが必要です。

⑥ 現場の安全環境整備の不備

ア・イ 避難口付近の障害物、高所物品の落下防止措置なし、棚等の転倒防止措置なし、窓付近の踏み台（窓からの転落防止措置なし）

避難経路等の安全性の確保には、定期的な安全点検が必要です。また、備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めていただくことも重要です。

地域型保育事業の施設監査（一般指導監査）においては、認可基準の遵守状況を検査する観点から、実地での監査に当たり、事業所内・外の安全衛生環境を確認することとしましたが、避難口付近に避難の妨げとなる物が置かれていたり、子どもの頭上となる高い場所に絵本などが置かれ落下防止措置が講じられていない。また、地震等で転倒のリスクのある棚等の転倒防止措置が講じられていない場合や、窓付近に子どもの踏み台となる物が置かれているといった危険箇所が複数見受けられました。

改めて、児童の生命・身体の安全確保を図るため、定期的に、施設内・外の安全環境を点検しながら、適宜、適切な安全対策を講じておいていただくようお願いします。

【参考】 保育所保育指針解説（平成 30 年 2 月厚生労働省）より抜粋

消火器は落下や転倒しない場所に設置し、その場所と使用方法について全職員に周知する。施設の出入口や廊下、非常階段等の近くには物を置かないなど、避難する経路はいつでも使えるようにしておくとともに、経路に怪我の要因となるような危険がないか、日常的に点検を行う必要がある。

地域や保育所の立地特性によって、起こりうる災害の種類や危険度は異なる。発生する可能性のある災害の種類や危険な場所について、実際に職員自ら足で歩き、交通量や道幅、落下や倒壊など避難の障害となる場所の確認等を行い、予測しておくこと、その情報を全職員で共有することが重要である。

保育所の安全環境の整備は、子どもが安全に保育所の生活を送るための基本である。

安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等について、安全性の確保や機能の保持、保管の状況など具体的な点検項目、点検日及び点検者を定めた上で、定期的に点検することが必要である。

また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、専門技術者による定期点検を実施することが重要である。

日常的に、避難経路の確保等のために整理整頓を行うとともに、ロッカーや棚等の転落防止や高い場所からの落下物防止の措置を講じたり、ガラスに飛散防止シートを貼ったりするなど、安全な環境の整備に努めていただく必要がある。なお、こうした安全環境の整備は、非常時だけでなく日常の事故防止の観点からも重要である。

ウ プール活動・水遊びの活動記録なし、監視体制不明確

プール活動・水遊びの実施に当たっては、職員への事前教育や活動時の監視体制を確保するなど、事故防止のため、適切な実施体制の確立が求められますが、プール活動・水遊びを行っているが、その記録が確認されず、活動状況が不透明であるといった事例が見受けられました。

プール活動・水遊びを行う場合は、事故防止の観点から、プール活動・水遊びの実施計画や活動状況を記録するとともに、改めて、次のとおり事故発生防止のための必要な対策を講じていただくようお願いします。

(ア) 監視体制の確保

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。

(イ) 職員への事前教育

事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対し、こどものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

■ プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する。
- ・ 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ・ 規則的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等

エ 避難・消火訓練結果の職員共有不足

避難及び消火に対する訓練は、運営基準において、少なくとも毎月1回は行わなければならないと規定されています。非常災害発生時の実際の状況を想定し、より適切な行動をとることが重要であることから、消防署からの講評・指導事項や、訓練での反省点・課題などについて、訓練に参加できなかった職員を含め、全職員の共通理解が図られるよう、避難・消火訓練の結果や非常災害マニュアル等の周知徹底をお願いします。

オ アレルギー疾患生活管理指導表による共有不足

アレルギー疾患と診断され、保育所等の生活で特別な配慮や管理が必要である場合に、生活管理指導表による情報共有が行われていない事例が見受けられましたが、国の指針に基づき、生活管理指導表を活用いただくようお願いします。

なお、保育所保育指針の解説には、アレルギー疾患をもつ子どもについては、医師の診断及び指示に基づいて、適切に対応する必要があることから、対応に当たっては、生活管理指導表により、保育所と保護者等の間で情報を共有することが必須であると記載されています。

また、国が示す「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」においても、保育所におけるアレルギー対応の基本原則として、生活管理指導表に基づく対応が必須であると記載されています。

以上のような国の方針に沿って、アレルギー疾患と診断された子どもが、保育所等の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合には、生活管理指導表により、保育者間の共通理解を図るなど、適切なアレルギー対応に努めていただくようお願いします。

4 主な根拠法令等（遵守すべき主な基準・通知）

- (1) 大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年 9 月 16 日条例第 18 号)
- (2) 大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年 9 月 16 日条例第 17 号)
- (3) 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
(平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号)
- (4) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について
(令和 5 年 5 月 19 日こども家庭庁・文科省連名通知)

5 関係法上の参照条文

○ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

（特定教育・保育施設の基準）

第 34 条 略

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（略）を提供しなければならない。

3～5 略

（特定地域型保育事業の基準）

第 46 条 略

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3～5 略

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 34 条の 16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

② 略

③ 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者は、第 1 項の基準を遵守しなければならない。